

このたびの災難につきましては、心からお見舞い申し上げます。

火災によって被害にあわれた場合には、次のような制度があります。

衣浦東部広域連合碧南消防署

電話41-2400

罹災^{りさい}証明書の発行 予防係 内線231

碧南市役所

- 火災ごみ（一般廃棄物）のクリーンセンター衣浦及び
一般廃棄物最終処分場への持込み許可 環境課 95-9899
- 市営住宅への一時入居及び使用料の免除 建築課 95-9906
- 住居（防災の家）の一時入居 防災課 95-9875
- 児童扶養手当の災害特例 こども課 95-9886
- 保育所保育料の減免 こども課 95-9887
- 幼稚園保育料の減免 こども課 95-9887
- 国民健康保険税の減免 国保年金課 95-9891
- 国民健康保険一部負担金の減免 国保年金課 95-9891
- 後期高齢者医療保険料等の減免 国保年金課 95-9892
- 国民年金保険料の免除 国保年金課 95-9893
- 固定資産税・都市計画税の減免 税務課 95-9879
- 市県民税の減免・雑損控除 税務課 95-9878
- 災害見舞金 福祉課 95-9884
- 心身障害者扶養共済制度の掛金の減免 福祉課 95-9884
- 特別児童扶養手当の災害特例 福祉課 95-9884
- 特別障害者手当・障害児福祉手当の災害特例 福祉課 95-9884
- 介護保険料の減免 高齢介護課 95-9889
- 介護保険利用者負担額の減免 高齢介護課 95-9889
- 貸出資料を焼失等した場合の弁償免除制度 市民図書館 電話41-5847

その他機関

- 災害救援物資の配分 社会福祉協議会 電話46-3702
- 所得税の減免・雑損控除 刈谷税務署 電話21-6211

※被害の程度等により、対象にならない場合があります。

詳しくは、各担当部署までお問い合わせください。

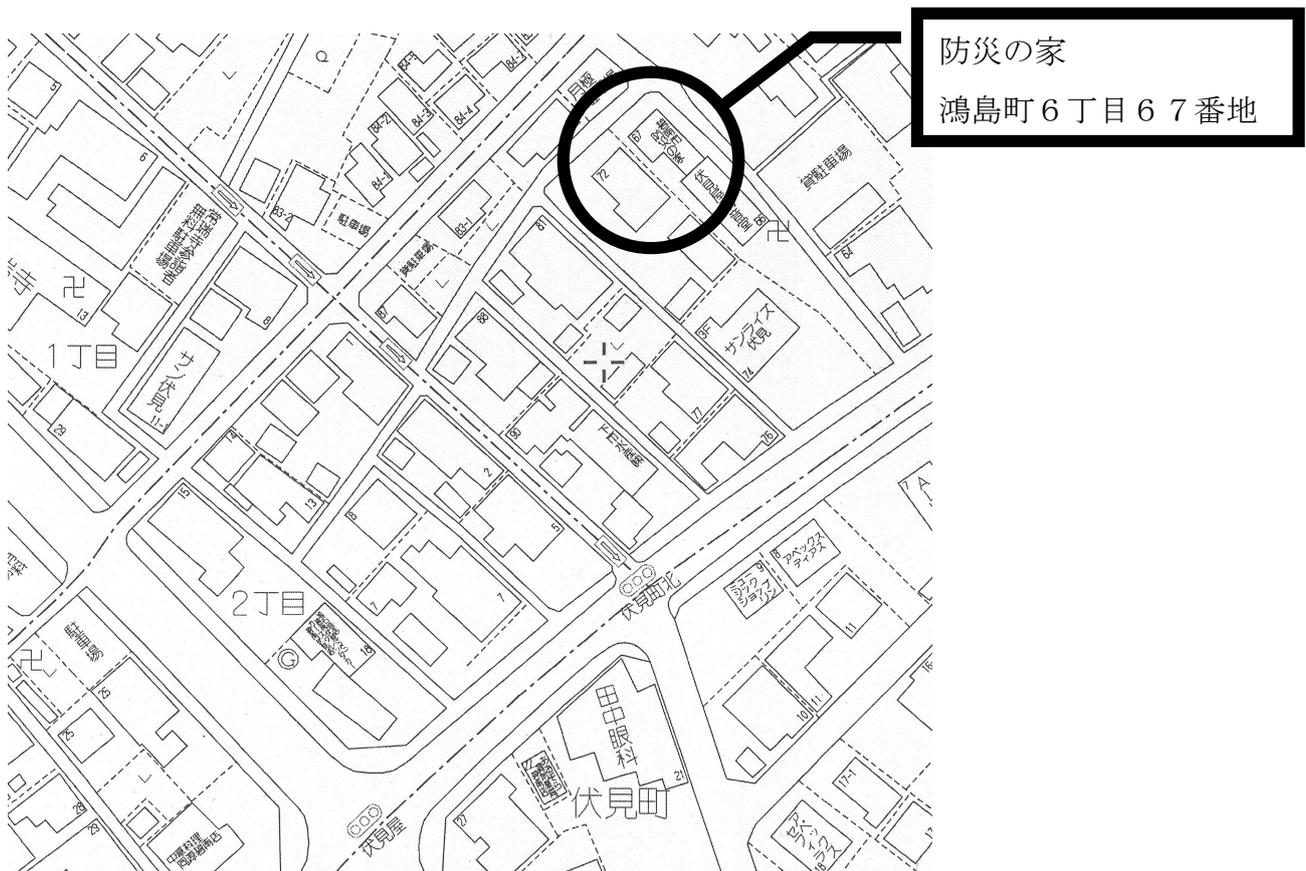
防災の家について

火災等によって居住が困難となった場合に防災の家の一時利用が可能です。

1 利用について

- (1) 防災の家は、火災等による応急居住施設です。利用期間は最大で10日間です。その間に今後のお住まい等をお探してください。
- (2) 光熱水費を含め、利用料は無料です。
- (3) 退去の際は、職員が立ち会い使用後の状況を確認させていただきます。退去予定のご連絡をお願いいたします。
- (4) 施設内は禁煙です。

2 所在地



3 連絡先

利用の際は、碧南市防災課地域防災係まで連絡をお願いします。

月～金（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分まで：0566-95-9875

上記の日時以外：070-2212-1631 または 090-5612-5943